

建経工 第 99号-2
令和 7年 3月31日

建設業労働災害防止協会静岡県支部長
静岡県建設業協会長 様
静岡県建設産業団体連合会長

静岡県交通基盤部
建設経済局工事検査課長

令和7年度における建設工事等事故防止のための重点対策の
実施について（通知）

建設工事等事故につきましては、安全対策の周知・徹底等による発生防止に努めていただいているところです。

しかしながら、令和6年度は、重大な労働災害事故が発生しました。

これを踏まえ、静岡県が実施する「令和7年度建設工事等事故防止重点対策」を定めましたので、建設工事等における事故を防止するため、受注者への指導をお願いします。

担 当 工事検査班
電 話 054-204-1163
E-mail kensa@pref.shizuoka.lg.jp



静岡県が実施する「令和7年度建設工事等事故防止重点対策」

交通基盤部及び経済産業部が発注した建設工事等で令和6年度に、12件の労働災害(内死亡事故1件)、30件の公衆災害(傷害0件、物損30件)が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目指し、本県が発注する建設工事等の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・崩壊・倒壊事故防止対策

大型構造物の転倒や地山崩壊の危険性がある場合には、対象物の自立を過信せず、支保工や土留矢板、作業区域設定や手順の検討により作業員の安全を確保すること。

また、資機材保管時には、対象物の形状、重量、変形等にも考慮し、荷崩れや倒壊が起きないように、積上げ高さ、固定方法や滑り止め等の対策を講じること。

・機械・器具との接触・挟まれ事故防止対策

重機等を使用する場合は作業計画書を作成し、重機の作業範囲をコーンバー等による分離措置を講ずるか、監視員を配置することにより、作業員との接触防止措置を講ずること。

吊り上げ作業時の補助作業において、手を挟まれる事故が多いことから、介錯ロープやバール等を使用することで作業員の安全を確保すること。

・切れ・こすれ作業等の事故防止対策

チェーンソー・電動のこぎり・サンダー等の使用において、「キックバック等」による自傷事故を防止するため、適切な工具の使用・防護具の着用・安定した作業台等を確保し、事故防止を図ること。

2 公衆災害の防止

・上空施設等への接触防止対策

橋梁や架空線下の重機作業において荷台やブームを上げた状態で移動し、上空施設に接触する事故を防止するよう、注意喚起表示を設置し、作業前には複数の作業員で支障物の位置と高さを現地確認すること。

・地下埋設物損傷防止対策

「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」等に基づく事前情報の点検・確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に周知徹底すること。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両や歩行者通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。

静岡県が実施する「令和7年度事故防止重点対策」

交通基盤部が発注した建築工事で令和6年度に、労働災害及び公衆災害(物損)が合わせて9件発生した。令和5年度に8件発生しており、高止まりの状態である。災害発生の根底には、高齢者の筋力低下を考慮しない施工計画、若年・外国人への指導不足、経験者の警戒心の希薄化があり、個別の対策の他に作業員に対する安全教育の改善が求められている。

こうした状況から、本年度に県が発注する建築工事における安全対策の重点項目を以下のとおり定め、現場での更なる周知徹底を図るとともに、安全パトロールを強化するなど、発注者と受注者が一体となって取り組み、これらの災害発生を0件とすることを目指す。

1 労働災害の防止

・適切な作業手順の順守・徹底

当該作業に適した重機や工具を選定し、施工計画書等に記載された作業手順を順守させるだけでなく、適切な作業姿勢により行うよう作業員に徹底させること。

・作業員の転倒・墜落防止対策

手摺等の転落防止を設置し、安全な移動経路の設定を行い、作業員に高所作業における墜落制止用器具の着用、指差確認による足元の安全性チェックを徹底させること。

さらに、可搬式作業台や脚立足場上で作業をさせる場合には、事前に適正使用に関する教育を十分に行うと共に、複数の作業員や補助者を配置するなどの安全対策を図ること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

特に既存施設と近接した場所等で揚重作業を行う場合、作業に必要な空間を十分に確保することや、現場への出入時に工事車両は第三者等の通行等に十分に気をつける等の安全対策を図ること。

2 公衆災害の防止

・地下埋設物・躯体埋込み配管等損傷防止対策

『地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル(営繕版)(中部地方整備局営繕部平成28年8月1日)』や『静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアル(静岡県交通基盤部 令和4年11月1日)』に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、手掘りを併用するなど慎重な掘削作業を徹底すること。

・既存施設や工事対象物への接触防止対策

工事現場内や搬出入口など、重機の移動や資材等搬出入用車両などを通行させる際に、既存施設や工事対象物へ重機等が接触する恐れがある場合には、事前調査を十分に行うとともに、誘導員の配置や必要な養生等を行うなどの対策をすること。

・仮設物等の転倒・飛散防止対策

足場等の仮設物や資材等が強風などで転倒又は飛散し、既存施設や工事対象物を損傷、汚損させることがないように、仮設物等の固定状況の確認や飛散防止対策を徹底すること。